

日行連発第1350号
令和3年1月12日

各 単 位 会 長 様

日本行政書士会連合会
会 長 常 住 豊

新型コロナウイルス感染症対策に係る職場への出勤等（テレワーク等）について

日頃より本会の運営にご協力いただき、御礼申し上げます。

標記の件について、今般、総務省より本会へ協力要請がありました。つきましては、各単位会におかれましても、可能な範囲で有効な対策を講じていただくとともに、役員等関係者及び所属会員への周知等にご協力くださいますようお願い申し上げます。あわせて、本会会員向けホームページ（連con）においても、本件に関して掲載いたしますことを申し添えます。

なお、本件資料等については内閣官房ホームページにおいても公表されております。

ご多用中恐縮ですが、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

以上

《別添1》

【総務省自治行政局行政課・事務連絡】職場への出勤等（テレワーク等）について

《別添2》

【内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長・事務連絡】職場への出勤等（テレワーク等）について

内閣官房ホームページ URL : <https://corona.go.jp/emergency/>

事務連絡
令和3年1月8日

日本行政書士会連合会 御中

総務省自治行政局行政課

職場への出勤等（テレワーク等）について

標記の件について、昨日、緊急事態宣言が発出されるとともに、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「基本的対処方針」が変更され、一都三県における職場への出勤等に関するまん延防止対策が別添（令和3年1月7日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡別紙1）のとおり規定されました。

この中では、

- ① 職場への出勤は、外出自粛等の要請の対象から除かれるものであるが、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進すること
 - ② 20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制すること
- とされていることから、係る趣旨を踏まえ、貴会におかれましても適切に御対応いただくとともに、会員への周知をお願いいたします。

（参考）

- 内閣官房 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」
<https://corona.go.jp/emergency/>

事務連絡
令和3年1月7日

新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

職場への出勤等（テレワーク等）について

平素より大変お世話になっております。

本日、緊急事態宣言が発出されるとともに、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「基本的対処方針」が変更され、一都三県における職場への出勤等に関するまん延防止対策が別紙1の通り規定されました。各府省におかれては、各府省内に加え、所管団体及び独立行政法人等においても実践されますよう、お願いいたします。

この中では、

- ① 職場への出勤は、外出自粛等の要請の対象から除かれるものであるが、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進すること
- ② 20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制すること

とされている趣旨を踏まえ、各府省内並びに所管団体及び独立行政法人等において、十分ご留意の上、実践されますようお願いいたします。

なお、各府省から所管団体及び独立行政法人等に対し周知した状況を、別紙2により、ご報告いただきますようお願いいたします。【1月15日（金）】までに下記連絡先までご報告ください。

【本件連絡先】

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室（総括班）

担当者：八重樫、神前、北村、山口、岩熊、石岡

TEL：03-6257-1309

MAIL：reo.yaegashi.c8s@cas.go.jp

yuji.kozaki.f7j@cas.go.jp

shingo.kitamura.h6a@cas.go.jp

hirokazu.yamaguchi.v5v@cas.go.jp

daichi.iwakuma.x9m@cas.go.jp

takeaki.ishioka.k6n@cas.go.jp

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 (令和2年3月28日(令和3年1月7日変更)(該当箇所抜粋))

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(3) まん延防止

① 政府及び特定都道府県は、事業者に対して、以下の取組を行うよう働きかけを行うものとする。

- ・ 職場への出勤は、外出自粛等の要請の対象から除かれるものであるが、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務(テレワーク)や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力的に推進すること。

- ・ 20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制すること。

- ・ 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力的に推進すること。

- ・ 職場においては、感染防止のための取組(手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等)や「三つの密」や「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を避ける行動を徹底するよう促すこと。特に職場での「居場所の切り替わり」(休憩室、更衣室、喫煙室等)に注意するよう周知すること。さらに、職場や店舗等に関して、業種別ガイドライン等を実践するよう働きかけること。

- ・ 別添に例示する国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染防止策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、業務を継続すること。

② 政府及び地方公共団体は、在宅勤務(テレワーク)、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を自ら進めるとともに、事業者に対して必要な支援等を行う。